

議案第5号

羽曳野市行政不服審査法施行条例の制定について

羽曳野市行政不服審査法施行条例を別紙のように制定する。

平成28年2月23日 提出

羽曳野市長 北川 嗣 雄

提 案 理 由

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の施行に伴い、審査請求人等の求めによる提出書類等の写し等の交付に係る手数料を定めるとともに、羽曳野市行政不服審査会の組織及び運営その他同法の施行に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市行政不服審査法施行条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号。以下「法」という。)の施行に関し、行政不服審査法施行令(平成 27 年政令第 391 号)その他の法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(弁明書に添付する書面)

第 2 条 処分庁が次に掲げる書面を保有する場合には、法第 29 条第 3 項第 1 号に掲げる弁明書にこれを添付するものとする。

(1) 羽曳野市行政手続条例(平成 13 年羽曳野市条例第 27 号)第 24 条第 1 項の調書及び同条第 3 項の報告書

(2) 羽曳野市行政手続条例第 27 条第 1 項に規定する弁明書

(手数料の額)

第 3 条 法第 38 条第 6 項の規定により読み替えて適用する同条第 4 項に規定する手数料の額は、別表のとおりとする。

(手数料の減免)

第 4 条 審理員は、法第 38 条第 1 項の規定による交付を受ける者が経済的困難により前条に規定する手数料を納付する資力がないと認めるときは、当該手数料を減額し、又は免除することができる。

(準用)

第 5 条 前 2 条の規定は、法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する法第 38 条第 1 項(他の法令で準用する場合を含む。)及び法第 81 条第 3 項の規定により読み替えて準用する法第 78 条第 1 項の規定による交付について準用する。

(審査会の設置)

第 6 条 本市に、法第 81 条第 1 項に規定する機関として羽曳野市行政不服審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(組織)

第7条 審査会は、委員5人以内で組織する。

(委員)

第8条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

5 市長は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。

6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長及び副会長)

第9条 審査会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

4 副会長は、会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第10条 審査会に、専門の事項について調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員は、その者の委嘱に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 第8条第5項及び第6項の規定は、専門委員について準用する。

(報酬及び費用弁償の額並びに支給方法)

第11条 委員及び専門委員の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法は、特別職の職員

で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 36 年羽曳野市条例第 188 号)の定めるところによる。

(会議)

第 12 条 審査会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 委員は、自己又はその親族が関係し、又は関与した事案については、その議事に参与することはできない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、審査会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(委任)

第 13 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(会議の招集に係る特例)

2 委員の委嘱後最初に開催する会議又は市長の諮問を行うために開催する会議の招集は、第 12 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が行う。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 36 年羽曳野市条例第 188 号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

羽曳野市個人情報保護審議会委員	学識経験者 日額 20,000 円	上記に同じ
	市民代表 日額 7,000 円	

」を

「

羽曳野市個人情報保護審 議会委員	学識経験者 日額 20,000 円	上記に
	市民代表 日額 7,000 円	同じ
羽曳野市行政不服審査会 委員及び羽曳野市行政不 服審査会専門委員	日額 20,000 円	上記に 同じ

」に改める。

別表(第3条関係)

交付の方法	手数料の金額
複写機により用紙に白黒で複写したものの交付	1枚 10円
複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	1枚 30円
電磁的記録に記録された事項を白黒で出力したものの交付	1枚 10円
電磁的記録に記録された事項をカラーで出力したものの交付	1枚 30円

備考

- 1 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。
- 2 用紙は、原則として日本工業規格A列3番の寸法までのものを用いるものとし、これを超える大きさの用紙を用いた場合の手数料の金額は、実費相当額とする。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

新			旧		
別表			別表		
区分	報酬の額	費用弁償の額	区分	報酬の額	費用弁償の額
省略			省略		
羽曳野市個人情報保護審議会委員	学識経験者 日額 20,000 円	上記に同じ	羽曳野市個人情報保護審議会委員	学識経験者 日額 20,000 円	上記に同じ
	市民代表 日額 7,000 円			市民代表 日額 7,000 円	
羽曳野市行政不服審査会委員及び羽曳野市行政不服審査会専門委員	日額 20,000 円	上記に同じ			
省略			省略		